

会議名称		令和4年度第2回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日時		令和4年8月25日(木) 14時00分から16時00分まで
場所		杉並区役所 第3・4委員会室(中棟5階)
出席者	委員	佐藤会長、石川委員、内山委員、佐久間委員、手島委員、村本委員、山崎委員、井原委員、奥山委員、國崎委員、島田委員、新城委員、松本委員、浅見委員、細川委員
	実施機関	林田職員厚生担当課長、高橋区民課長、高取課税課長、大澤臨時特別給付金担当課長、日暮国保年金課長、矢野生活衛生課長、中坪保健予防課長、大石保健サービス課長、福原子ども家庭部管理課長、笠地域子育て支援担当課長、矢花保育課長、神村住宅課長
	事務局	岡本デジタル戦略担当部長、黒澤情報管理課長、倉島情報システム担当課長
傍聴者		0名
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 令和4年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録</li> <li>・資料2 令和4年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項</li> </ul>
	当日	・会議次第
【会議内容】		
1 令和4年度第1回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
諮問第32号	妊産婦保健指導に関する業務の目的外利用について(新規)	決定
諮問第33号	保健師等による訪問指導に関する業務の目的外利用について(新規)	決定
諮問第34号	職員福利厚生に関する業務の外部結合について(新規)	決定
報告第1号	情報連携に係る電算入力記録票等への「特定個人情報の項目」の記録について(報告)	報告了承
報告第2号	戸籍に関する業務の登録について(追加)	報告了承
報告第3号	戸籍に関する業務の外部結合について(追加)	報告了承
報告第4号	戸籍事務処理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	報告了承
諮問第35号	国民健康保険給付に関する業務の外部委託について(追加)	決定
報告第5号	狂犬病予防に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第36号	狂犬病予防に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第37号	生活衛生システム(畜犬登録)(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
報告第6号	感染症対策に関する業務の外部結合について(追加)	報告了承
諮問第38号	感染症患者登録事務(感染症発生動向調査システム)(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
諮問第39号	幼稚園就園奨励に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第40号	空家等対策の推進に関する業務の外部委託について(新規)	決定

諮問第 41 号	空家等利活用相談窓口記録システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第 42 号	予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について(再実施)	決定
報告第 7 号	令和3年度 杉並区情報公開制度実施状況報告について	報告了承
報告第 8 号	令和3年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告について	報告了承
報告第 9 号	令和3年度 中央電子計算組織処理状況報告について	報告了承
報告第 10 号	令和3年度 小型電子計算組織利用報告について	報告了承

会長	<p>本日は御多用の中、当審議会へ御出席いただきありがとうございます。ただいまより、令和4年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会します。初めに連絡事項について事務局からお知らせをお願いします。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>本日の会議におきましても、オンラインによる会議の参加を実施しております。本日は、松本委員がオンラインで参加しております。</p> <p>次に、本日の会議につきまして、欠席される旨の御連絡がありました委員ですが、宇田川委員、小林委員、中島委員、加藤委員、水町委員の計5名でございます。なお、氏橋委員はまだ到着しておりません。定足数には達しております。</p> <p>続けて、審議会進行に当たっての留意点について、情報管理課長より御説明申し上げます。</p>
情報管理課長	<p>会議の開始前に審議会進行の留意点を確認させていただきます。発言者を明確にするため、発言をする委員は挙手をして、会長の指名を受けてから、お名前を名乗った上で発言してください。オンラインの参加者は、発言時以外はマイクをミュート状態にさせていただきますようお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしておりますとおり、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、資料1の令和4年度第1回の会議録についてですが、まず事務局から修正や補足説明はありますでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>特段ございません。</p>
会長	<p>それでは、委員の皆様から、会議録につきまして、訂正箇所や御意見等はありませんか。</p>
(意見等なし)	
	<p>ないようですので、令和4年度第1回の会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>それでは次に次第の3に移ります。報告・諮問事項の審議に入ります。それでは、デジタル戦略担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>(諮問文を読み上げて会長に渡す。)</p>
会長	<p>デジタル戦略担当部長から諮問文を受けました。</p> <p>本日も、委員の皆様と事務局、実施機関の方にお願ひがあります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、効率的に議事が進められ、時間短縮が図られるよう、会議の進行に御協力を是非お願いいたします。</p> <p>それでは、会議次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順に従って審議をしていきたいと思ひます。初めに、諮問第32号・第33号、諮問第34号、報告第1号について事務局から説明をお願いします。</p>

諮問第 32 号・第 33 号 諮問第 34 号 報告第 1 号	
情報管理課長	(諮問第 32 号・第 33 号と諮問第 34 号について説明する。)
情報システム担当課長	(報告第 1 号について説明する。)
会長	ただいまの説明について御質問はありますか。
委員	<p>まず諮問第 32 号・第 33 号ですけれども、これまでは死産をなされた方に対しても、例えば何か月健診ですと、そういった御案内が行っていたということなのだろうと思いますが、今後それは行かなくなるということになった。それは分かります。そうすると何も御案内が行かないことになるのでしょうか。</p> <p>つまり、死産をなされた方への支援制度やアフターケア等の御案内が行くようになるのかどうかということと、そのことに対して御本人のお気持ちもあろうかと思いますが、どういう対応になるのか。</p>
地域子育て支援担当課長	<p>妊婦さんへの御連絡なのですけれども、初め、妊娠届時にゆりかご面接という形で、初産・経産にかかわらず全員の妊婦さんとお会いしています。その後に 32 週ごろなのですけれども、里帰り予定の方や、まだ出産病院が決まっていないですとか、家庭環境が変わっていたりですとか、いろいろ不安がある時期ということで、その時期に全員に電話をしています。それは保健センターの保健師や助産師が電話をしています。</p> <p>そういった御連絡のときに、現状ですと死産の情報が共有されていないので、そこで妊娠継続をしているということを前提で電話をしてしまうということがあります。届出があれば、その後の健診の案内等はもちろん送ることはないのですけれども、一番心配していたのが、できるだけ安心していただきたいと思って掛けた電話が、結果として傷つけてしまったりとか、とてもつらい気持ちになるということがないようにということで、今回の対応をさせていただきたいと考えているものです。</p> <p>ただ、御連絡につきましては、死産届を出したときにお渡しする紙の中に、つらくなったときなどに、いろいろな御相談ができるということの御案内は、丁寧にさせていただくような形にしていきたいということと、医療機関に、死産の後に何か相談があったら、保健センターへ連絡するようにアナウンスをしていただいたり、すぐに対応したほうがいい場合には、医療機関からこちらに御連絡いただいたりという形で、支援ができるような仕組みを作っていくことと並行して対応していければと考えているところです。</p>
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	<p>基本的なことで教えていただきたいのですが、目的外利用の根拠について、第 4 号該当という表記に加えて、今日の諮問第 32 号という表記をされているのですが、この第 4 号該当ということについて教えてください。個</p>

	個人情報保護条例の該当する箇所を示しているということなのでしょうか。
情報管理課長	こちらの根拠なのですけれども、個人情報保護条例の第14条に、目的外利用の制限という項目がありまして、第14条第2項第4号になります。
委員	多分これまでもそうだったと思うのですけれども、なかなか気付いてなくて、非常に分かりづらい表記になっているので、個人情報保護条例第14条第2項第4号という表記のほうは私はいいかなと思います。しかも根拠の中に第32号、今日の諮問のことが書かれていますので、この書き方はどうかと、少し疑問がありました。その点について、これまでどうだったのでしょうか。
情報管理課長	これまでも同様の記載の仕方でしたので、記載については検討させていただきたいと思います。
委員	健康推進課から保健サービス課に行って、PDFのデータをアクセス権の得られた職員が開いてということになるのですが、このデータを定期的に削除するタイミングというのは、どのようにお考えなのでしょうか。
保健サービス課長	随時確認していきまして、毎日削除するという形で考えています。
委員	<p>諮問第32号・第33号について、3ページの所のフロー図が書いてあるのですけれども、この所のイメージがよく分からないので、少し確認させてください。素人みたいな質問で申し訳ないのですが、死産届というのは、これは紙で書かれてくるものを、PDF化しているのですけれども、今回は紙に書かれたものをマスキングして隠して、4項目にできたものをPDFにしましたよということですね。では、例えば妊婦さんのデータの一覧表があって、その中にPDFがある、ないという情報が入っているということですか。新しくそういう情報ができるということですか。</p> <p>要は、どうやってこのPDFがあるかないかを探していくのか、その管理をどうするのかということと、これを1件1件目視で確認しないといけないのですか。例えばPDFがない妊婦さんが出てくる。その人だけ対応すればいいですとか、あるいは1件1件情報を見ながら、これはある、ないと、人間が判断してやっていかないと、追い掛けていけない仕組みになっているのか、その辺の管理の方法を教えてください。</p>
地域子育て支援担当課長	紙で出てきた届出について、必要な所以外はマスキングをして、死産届が出た方のみ行いますので、その部分についてPDFにして、決められた所に入れます。毎日時間を決めて、保健サービス課の職員がアクセス及び確認をして、それを既にある母子保健システムという妊娠届出の妊婦さんたちの情報が入っているシステムがありますので、死産のあった方についてはデータを入れ込んで、保存しておく。PDFデータはその場ですぐ確認して消すという形になりますので、紙でそこに入っているものを目視で確認するという形になります。
委員	その両方の突合は自動的に機械的になされるのですか。それとも例えばAさんを対象にして何かケアをしようとするのだけれども、そのAさんと

	<p>いうPDFがあるかどうかを、人間が目視で探すということですか。</p>
<p>地域子育て支援担当 課長</p>	<p>PDFデータ、死産届が入っているので、そのデータを目視で確認して、死産だったということをもととの大本にあるシステムに入れ込むので、確認するときは母子保健システムの中でこの方についての情報として、そこに入っていますので、この方は死産届があったかを見るというよりは、死産届があった人を通常のデータの中に入れ込んで、その方が死産があったかどうかを、後で見るときに使うという内容です。</p>
<p>委員</p>	<p>どちらにしても人間が探さないといけないということですね。言い方を変えると、人間が目がかすんで見えなかったりして、うっかり見落とすということも有り得るということでしょうか。</p>
<p>地域子育て支援担当 課長</p>	<p>2人体制でダブルチェックで確認して、きちんとその人のものであることを確認して、そして母子保健システムの同じ人かということ、4つの情報できちんと確認した上で入れますので、そういった意味では人の確認にはなりますけれども、ダブルチェックで間違いのないようにしていくという考えでおります。</p>
<p>委員</p>	<p>ダブルチェックで確実性を担保しているということですね。</p>
<p>委員</p>	<p>諮問第34号について、事業所が終了したと言っていますけれども、終了するような運用先に頼んでよかったのかということと、そこが扱っていたデータはどうするのですか。新しいところに移行するのか、それとも完全に消去して、それをきっちり確認するとか、このやり取りはどうなっているのでしょうか。</p>
<p>職員厚生担当課長</p>	<p>今回の件は特に特別区職員互助組合との間のやり取りなのですが、この特別区職員互助組合は当然存続してしまっていて、この互助組合が使っているシステムを新たなシステムへ入れ替えしていくということで、これまで利用したシステムではなくて、新たなシステムを導入することに伴いまして、これまでやり取りしていたやり方を見直そうということによって変えてきたものですので、情報についてもこれまで互助組合が持っているものを、引き続き使っていくということになってまいります。</p>
<p>委員</p>	<p>では次は、報告第1号なのですが、これをインターネットで探したら、デジタル庁の公金受取口座というのが出てくるのですが、これとは違うのかどうかということ。それから、この口座情報というのは変更したり削除したりすることができるのかどうか、2点お願いします。</p>
<p>情報システム担当課長</p>	<p>今、委員からお話がありました、デジタル庁のウェブサイトに掲載されている公金受取口座、そちらと同じものでして、削除もできるということです。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかに御質問はありますか。私から諮問第32号・第33号に関してですが、妊婦さんの情報のリストがあって、そこに連絡をしています。それで、死産届が出たものは消していきますということなのだと思っておりますけれども、妊婦さんの情報があつたとして、そこに死産と書くかは別と</p>

	<p>して、連絡停止とかという欄を設けて、連絡を停止するというのではなくて、消すというのは何かシステムの都合があってそうなっているのか。また、業務の担当の部署が違うとか、その説明を1つお願いしたいのと、先ほど間違ったときどうするのだという話もありましたけれども、万が一消した場合に、後からそれを復旧する手段というのをどういうふうにしているのか。ダブルチェックなので間違いは起こらないのだという想定でなっているのかというところを、確認できればと思います。</p>
保健サービス課長	<p>母子保健システムのほうのデータは残っていますので、その方の情報が全てなくなるということではないです。それからマスキングしたPDFから移す際に関しては、ダブルチェックをして間違いがないということを担保するというで、元のデータは消すという形でやっていきたいと考えています。</p>
会長	<p>そうすると元のところから毎回毎回全件が抽出されて、そこに対して毎回死産届を当てて消すということなのですか。それとも一旦出たもので、一旦消えますよね。ある日消えました、そうすると、次の日は追加で死産届が出たものが、更に消えていくという減り方を徐々にしていくのか、どちらの形の流れなのでしょう。</p>
保健サービス課長	<p>消えるというのは死産届が出てマスキングしたデータが消えていくということであって、もともとある母子保健システムのデータは消えることではない、という形でやっていきたいと考えています。</p>
会長	<p>そうですね、それは理解しているのですが、その連絡先のリストのところからマスキングした分を除外していくわけですよ。これが大本のところはあるわけですよ。もともとの大本のところは消しませんとおっしゃっているわけで、大本のところから連絡をするときにPDFが出るわけですよ。こっちを連絡に使っているということなのでしょう。だから大本があって大本のところを直接連絡として使っているのだったら、そこに連絡停止という欄があれば、連絡停止の欄が付いているものは連絡しないという、単純な処理でいいような気がするの、一旦吐き出して、吐き出したところに死産届を当ててマスキングもするというところが、どうしてそうなっているのかをちょっと教えていただければと思っているのです。</p>
保健サービス課長	<p>死産届が出たものに関してだけマスキングをして、その情報を見て母子保健システムのほうに入れ込むという形になりますので、母子保健システムの全てを吐き出すということではなくて、死産届が出たものに対して、それに該当するものに情報を移し替えていくという考え方です。</p>
会長	<p>そこは移し替えが必要だということなのですか。つまりマスターのデータベースを使って何かこのことができそうに思うのが、なぜ移し替えが起きているのかなというところが分かればと思ったのですけれども。そういう使い方はできないシステムだということなのですか。</p>
保健サービス課長	<p>電子ベースで全て移し替えられると間違いはないかと思いますが、それ</p>

	<p>が現実問題できない状況になっておりますので、人間のダブルチェックで間違いがないように移し替えるという形でやっていくということを考えています。</p>
会長	<p>それではほかに質問はありますか。</p>
委員	<p>諮問第 32 号・第 33 号に関しては、目的はよく分かるしとても大事なことだと思うので、今の会長の質問もそうだと思うのですが、諮問の範囲内でよりよく、きれいな形で実現できればという観点で少し確認させていただきたいのですが、マスキングされた PDF データが格納される先は、フロー図を見ると健康推進課内のアクセス制限が掛かったフォルダということになると思うのですが、この認識でよろしいか確認させてください。</p>
保健サービス課長	<p>お見込みのとおりです。</p>
委員	<p>その場合なので、アクセス権限を付与された保健サービス課の職員が母子保健データと突合して PDF を確認しました。確認が終わって PDF を削除しますという説明だったと思うのですが、この場合に保健サービス課の職員が健康推進課内のフォルダのデータを削除するという、その権限関係に少し違和感があります。</p> <p>健康推進課から保健サービス課内の特権フォルダに入れて、それを保健サービス課が課内の責任で、重複がないように、PDF データを日々クリーニングしていくというのが、普通のフォルダ構成の在り方かと思うのですが、このような形にせざるを得なかった理由があれば伺います。</p>
地域子育て支援担当課長	<p>もともとが健康推進課のデータを健康推進課のほうで、保健サービス課が必要とするものだけをマスキングして、そして健康推進課に入れてもらったものを、保健サービス課が見に行くという形になっているのですが、どちらにするかというのはもちろん議論があったところでした。情報をあちこちに動かすのではなくて、あくまでも情報は健康推進課内に留めて、利用課が必要なものだけを見るという形の方が安全面でもいいのではないかという判断をしまして、健康推進課の中にあるデータを確認したら、そこで削除する形としました。</p>
委員	<p>議論の経過を確認できて、今のお話に関しては理解できたのですが、これは情報管理課長に伺ったほうがいいのかもわからないのですが、アクセス権限というか、ファイルの管理権限的に違和感があるなと思っていて、この健康推進課内のフォルダというものを、杉並保健所という枠組みの中で見て、部内のフォルダなので、課をまたいでファイルの削除をする権限があるという考え方でいいのか、そこはやはり基本的に課で分けて見ているという考え方なのかという、正に情報管理的な観点で見たときに、例えば保健サービス課から声を掛けて健康推進課側で消したほうがスマートなのではないかとか、その辺りをいかがお考えかだけ最後に聞いて終わります。</p>
情報システム担当課長	<p>共有フォルダは、基本的に各所属のみが利用できるように作成しており</p>



	<p>ますが、他の所属がアクセスする特殊なケースもあります。そういったときには、個別にアクセス権を付与して、その該当者のみが利用するという方法となりますが、所属間でやり取りし合意を得た上での利用となります。</p> <p>委員のおっしゃることもございますが、その所属間で合意が得られており、運用がしっかりとできているのであれば、それは問題ないものと認識しております。</p>
会長	<p>ほかに御質問がなければ御意見を伺いたいと思います。御意見のある方はいらっしゃいますか。では御質問、御意見がないようですので、報告第1号は了承、それから諮問第32号から諮問第34号は決定といたします。</p> <p>では次に報告第2号から第4号、それから諮問第35号、報告第5号と諮問第36号・第37号について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>報告第2号～第4号 諮問第35号 報告第5号、諮問第36号・第37号</p>	
情報管理課長	(案件について説明する。)
会長	ただいまの説明について御質問はありますか。
委員	<p>報告第2号から第4号ですけれども、戸籍のシステムについては以前も質問しましたので違う観点から伺いますが、セキュリティ対策というように並べられておりますけれども、これでのぞき見の防止は確実にできているということなのかどうか。それから戸籍システムにかかわらず、例えば住基ネットやマイナンバーですとか、いろいろな非常に機微にわたる情報があるわけですが、それに関して職員がのぞき見をしたということがあったとすると、そういった情報は公開されているのかどうか、若しくはその都度、議会に報告されているのかどうか、どのような対応をされているのか伺います。</p>
区民課長	<p>まずセキュリティの部分ですけれども、通信回線のセキュリティについては、区と法務省の間ではLGWAN回線で行っております。また符号取得要求等については、これは個人の方がマイナポータルを通じてということですが、これは住基ネットを利用して実施をしているところで、これについてもセキュリティは保たれていると考えています。LGWANは住基ネットとも、閉じたネットワーク連携で行うものですので、セキュリティは担保されているものと考えています。</p> <p>また職員ののぞき込み、そういうようなものに対して、法令上、戸籍法においても、戸籍情報連携システムに関する秘密漏えい等の保護措置の義務が新たに設けられておまして、それを受けてシステム利用者、つまり個別の職員にも秘密の保持義務というのが課せられていて、また罰則等も設けられていますので、そういうような意味で、しっかりと個人情報の保護という観点では対策が設けられているというふうに考えています。</p>

委員	<p>対策は設けられていることは当然だと思います。しかし、それでもやはり世の中にはのぞき見をするような職員がいたりして、ときどき報道があったりしますが、今日ここで杉並区でそういう事例があったのかどうかという、そこまで追及しようと思っていないわけではないのですが、あった場合には、それは公表される。例えば議会には報告される、そういった仕組みになっているかということ、私は知りたいのです。</p>
区民課長	<p>委員がおっしゃるように、当然のことながら法に違反するような行為があればしっかりと公表することが基本的な考え方だと思っています。</p>
委員	<p>ということは、これまでも公表されてきたということなのでしょうね。これはここまでに置いておきます。あと次です。諮問第35号ですけれども、これは個人の医療情報などを見ることができるのだけれども、それは同意をすれば見ることができるとなっていますけれども、同意をしなければ、その情報は誰も見ることができないのか。つまりシステムの中にも載っからない、流れないようにしているのかどうか。それとも流れていて、例えば病院の人や薬局の人がそれを見ることはできるのだけれども、御本人が同意しなければ見ますよとは言わないという、どういう仕組みになっているのでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>まず、この閲覧可能の話ですけれども、ここには閲覧と提供とありますように、御本人はマイナポータルを使って、まず自分の情報について見ることが可能です。これが1つ。</p> <p>それからもう1つ、委員の御指摘のとおり、本人の同意があった場合に限り、医療機関、薬剤員、若しくは歯科もそうですけれども、そこが閲覧することが可能になるという2つの道筋を設けた制度となっておりますので、それ以外の方については情報を見ることは不可能というふうに考えております。</p>
委員	<p>少し再確認しますね。先ほど職員が戸籍システムとか住基システムをのぞき見したりしないのかと聞きましたが、その権限がある職員だったら見ることはできるわけですね。ところが、この医療システムに関しては、見られない仕組みになっているということなのですか。そこが少しよく分からない。</p>
国保年金課長	<p>まず、この情報はいわゆる診療報酬の情報ですけれども、この情報は国保連合会のところに実際は格納されているものになっております。したがって、区から何かのアクセスをすることなく、先ほどの本人同意があった場合、若しくは本人がマイナポータルへ閲覧を希望した場合、この場合に初めてその情報を見ることができるようになりますので、先ほど少しお話いただいたような職員が見るようなことにはならないというふうに理解しております。</p>
委員	<p>国保連合のところにデータがあるということですがけれども、国保連合もそのシステムを触ることができる人だったら、見ることができるといったことなのですかね。その辺のところを聞きたい。</p>

国保年金課長	実際の診療報酬の情報については、オンライン資格確認等システムのプロファイルの中にありますので、国保連合会の職員がアクセスすることはできないというふうに理解しております。
委員	では本人が同意ということをしないう限りは、誰も、つまりそのシステムを動かしている大本の人であっても見ることはできないということですか。それから報酬の金額だけではないですよ。その医療報酬から遡っていけば、診療情報とか投薬情報なんかも分かるわけでしょう。
国保年金課長	少し話を戻しますけれども、まず、なぜ国保連合会に診療報酬の情報が、今、区から委託の形で届いているかという、そこで審査・支払を委託している、そのためにそこに情報が入っているわけですね。したがって、その事務では当然その内容について、その職員は見ますけれども、その後、今回のオンライン資格確認というところでは、直接、国保連合会の職員が関わることはありませんので、その方たちが何かの事情で、そういった情報を見るということはないというふうに理解しております。
委員	その本人の同意というのは、どういう形で取るのですか。
国保年金課長	本人同意につきましては、基本的にはマイナンバーカードの保険証利用を登録なさった方が医療機関で、例えば診療情報の内容を医師に見せると同意する場合は、そのシステムの中で本人同意をする操作がありますので、その操作の中で本人同意をしていただいた上で、初めてその医師の方が閲覧できるようになるということです。
委員	本人が意思を口頭で、「いいですよ」と伝え、それを受けてドクターがシステムに同意のボタンを押す、同意があったというボタンを押すという形ですか。
国保年金課長	画面上に同意する、同意しないという、選択するボタンがございますので、そこに本人が選択いただくという形になります。
委員	本人が自分自身で押すということですか。
国保年金課長	そうです。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	犬のマイクロチップのことなのですが、これを犬に埋め込んで、そのチップにはどのような情報が入っているのでしょうか。飼い主の氏名や住所等が入っていた場合、それが解読されてしまうと、悪用されてしまうことも考えられます。チップには何かキーが入っているだけであって、情報自体は別にあって、そのキーは資格のある人でないとそれを開けないとか、そういうような感じになっているのでしょうか。
生活衛生課長	マイクロチップそのものには識別番号しか入っていません。
委員	マイクロチップ装着が義務化されて、それが登録される。登録するのは飼い主が登録するとなっているのが少しよく分からないのですが、新しく飼われた犬の登録のものだけを環境省から降ろすという形なのですか。これまで登録されている犬についてはどうなるのか。それからマイクロチ

	<p>ップには 12 桁でしたっけ、数字しか入っていないから、それから飼い主を探すには、環境省に問い合わせる話だと思ったのですが、保健所でもその問合せに対応ができるのか、その辺のことを教えてください。</p>
生活衛生課長	<p>マイクロチップ装着の義務化については、飼われている全ての犬ではなくて、ペットショップやブリーダー等で販売される犬についてマイクロチップの装着が義務化されるということです。既に飼われている犬については、現時点ではマイクロチップの装着は努力義務ということになっておりますので、着けていらっしゃる方もいれば、そうでない方もいるというところになります。</p> <p>犬がいなくなったときに分かるかどうかというお話があったかと思うのですが、このマイクロチップを装着して登録した犬については、例えばいなくなってしまった場合に、その番号が分かれば、保健所でも問合せに対応することができるというところにはなっております。</p>
委員	<p>これまで努力義務で、もうマイクロチップを入れた犬もいますよね。その番号についても、国の登録システムに載っていくのですか。それともその義務はないから、保健所も分からなくて、せっかくマイクロチップがあっても分からなくなるのですか。</p>
生活衛生課長	<p>もともとこの6月1日から義務化したものの前に、民間団体等で幾つかマイクロチップの登録がありました。国のほうで6月30日までに移行ということで、事前にこれまで登録した方が今後のその国のシステムに移行した場合には、そちらのほうで確認ができるということになるのですが、その移行の手続きを行っていない場合には、それぞれ御自身が登録した団体のところでのみ管理されている、そういうような形になっております。</p>
委員	<p>ということは、飼い主が認識して国の登録のところに自分で入れないと、少なくとも保健所には分からないという形が続いていくということですね。</p>
生活衛生課長	<p>おっしゃるとおりです。</p>
委員	<p>その辺の啓発は既にされているのですか。犬だったら古い登録が全部あると思うのですが、飼い主にお知らせしたりされているのでしょうか。</p>
生活衛生課長	<p>既に飼われている方で装着されていた方につきましては、区でも年に1回、狂犬病の予防接種のときですとか、そういった機会に御案内をしているところです。</p>
委員	<p>猫はどうでしょうか。</p>
生活衛生課長	<p>猫に関しましては区で登録は行っておりませんので、こちらでは把握はしておりません。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。質問がなければ、御意見はありますか。御質問、御意見ともないようですので、報告第2号から報告第5号は了承、諮問第35号から諮問第37号は決定といたします。</p> <p>次に、報告第6号と諮問第38号、諮問第39号、諮問第40号・第41号</p>

	について、事務局から説明をお願いします。
報告第 6 号、諮問第 38 号 諮問第 39 号 諮問第 40 号・第 41 号	
情報管理課長	(案件について説明する。)
会長	ただいまの説明について、御質問はありますか。
委員	諮問第 40 号・第 41 号のことについて、お尋ねします。この施策を進めていくに当たって、重要な情報はその物件の権利関係だと思います。所有者はどなたであるのか、もちろん登記情報と一致していないことがあるから、いろいろ事情は複雑になるわけですが、そういったことや、それから固定資産税をどなたが払っているのかといったことなどです。そういった項目はここには見当たらないようなのですが、聴取しないわけではないですよ。電算入力記録票の記録の項目の 8 番に土地の状況、9 番に住居の状況という用語があります。この辺に含まれているのかと思いますが、先ほど言った権利関係は聴取しないのかどうか、若しくは聴取するとしたらどのように記録するのか教えてください。
住宅課長	今、御質問のありましたことについては、外部委託記録票の委託に係る個人情報の項目とあります。こちらの 6 番の住居の状況と、4 番の建物の状況と対比をさせていただくと、より説明がしやすい部分ではあるのですが、4 番については建物そのものの状況、2 階建てなど、あとはもう壊れそうであるなど、そういった純粋に建物の状況ですが、6 番の住居の状況については、住まい方というか、そういった状況をこちらの 6 番で表していますので、こちらの 6 番を根拠に権利関係をお聞きする形になります。
委員	するとその権利関係は電算入力記録票の 9 番に入っているのですか。
住宅課長	外部委託記録票の 6 番、電算入力記録票の 9 番の住居の状況になります。
委員	この住居の状況という項目は、不適切ではないですか。権利関係というのはものすごい機微情報ですよ。知られたくない情報だったりすると思います。空き家で、相続人は誰でどこにいて、その人が、「うん」と言わないから空き家になっているなど、この地価の高い東京の杉並区で空き家が発生するという事は、それなりの事情があるのです。課長もよく御存じだと思いますが、そこを解決しないと空き家はなくなる、若しくは予防できないわけなので、これは余りにもアバウトではないですか、住居の状況の中に権利関係などが入っているのですか。若しくはもう少し細かい項目のようなものがあるのだったら、教えてください。
住宅課長	こちらの事業の前提のお話として、いわゆる空き家に困っている周囲にお住まいの方ではなく、その空き家を実際にお持ちの方が前提となっているということがあります。そういった意味では、もちろん御相談を頂いて、それに対して答えたくないことは、もちろん答えないと思いますが、お答えいただける範囲でお答えいただく、そういう位置付けになっているかと

	<p>思います。おっしゃっている周りの方が、空き家の適正な管理がされていないということで、お困りの場合は、恐らくこちらの事業所から区役所に連絡する、相談するように案内されると思いますので、その場合には住宅課のほうに直接御相談を頂くという流れになるかと思います。</p>
委員	<p>私は近所の方がお困りで、このことを訴えるなどは想定していなくて、正に所有者なのです。ところが、所有者が一人で、その人がその家屋をどういうふうに分譲しようとか、方針を持っているのだったら話は簡単なだけども、例えばそれが持ち分であったり、いろいろな複雑な事情があったりする。そういったことには、対応するのですか、しないのですか。この今回の事業では、そこを聞いて終わりですか。</p>
住宅課長	<p>もちろんこちらの事業所も、弁護士等の専門家とも非常につながりがある事業所でもありますので、そういった法律関係についても、その場で答えられる範囲で答えますし、また専門家が必要という場合であれば、そういったしかるべきところに案内をして、解決をするという流れになります。</p>
委員	<p>もう余り踏み込むことはしませんが、あと2つぐらい聞きます。まず1つ、固定資産税に関しては、杉並区は今回、情報をこの事業に関して得ることができるのかどうか。</p> <p>それから、いろいろ御相談を受けるといったけれども、そこで終わるような話ではなくて、大抵は権利関係を詳細に、相続人がいて、その人がどこに住んでいて、連絡が取れるか取れないのかなど、そういったことをやらなくてはいけない。これは相当、膨大な作業になるわけではないですか、釈迦に説法ですが、そこまでやるのかどうかということが、ここに並べられている項目では分からないので、相当踏み込んだ情報を聞くはずなのです。解決するまでと書いていますから、何日までには解決をするという目標でやるわけだから、もう少しこの項目に工夫をしてもらったほうがいいのではないかなということと、空き家問題はとても大変であり、大切なのでよろしく願いますということで終わります。</p>
情報管理課長	<p>先ほどの住宅の相談があった際には、その権利関係ということで御質問を頂きましたが、補足をさせてください。今、外部委託記録票と電算入力記録票の中に住宅課長からお話もありましたが、建物の状況、住居の状況という2つの項目がありますが、外部委託記録票、電算入力記録票、それぞれ建物の状況、住居の状況というところについては、どういった個人情報という例示の中で、正に登記簿の情報やいわゆる権利関係であるところの所有、利用関係の情報というものも例示として、その建物の状況、住居の状況というところで読み込んでいるものなので、一応、補足させていただきます。</p>
委員	<p>固定資産税の情報についてはどうですか。</p>
情報管理課長	<p>固定資産税については、記録上は資産の状況という記録項目の中で、土地、建物の評価額など、預金証券の保有の有無ということについて、例示として掲げていますので、固定資産税のようなものについては、資産の状</p>

	況というような項目の中で読み込むことになるかと思います。
委員	固定資産税のことで聞いたのは、金額もさることながら、どなたが払っているのか、それを把握するのですかということです。東京都が大体情報を一元管理しているわけですから、基本的にはこないのですが、でも空き家に関してはかなり東京都から情報提供されていると聞きました。
住宅課担当者	固定資産税の情報などについては、空き家法に基づいて、区から申請することで情報を得ることができます。基本的には相談者様からの御相談という形になりますので、相談者様に確認をして得ていく場合と、そういうことが分からないということで、区で調べるということについてはケースバイケースになってくる部分があると思います。基本的には民間のほうに委託しているという形になりますので、この業務に関しては民間のほうで調べられる範囲で調べていく。区から情報提供をするという形は、個人情報部分があるので、取ってはいません。 先ほどのように相談の内容において、向こうと相談をしながらやっていく形になります。
会長	ほかに質問はありますか。
委員	諮問第 40 号・第 41 号で、この民間事業者というのは、どういう事業者、どういう方を予定されているのかということと、その条件、例えば不動産業者は多分ビジネスにつながるからやりたいと思いますが、誰でも手を挙げればいいのかどうか。何か条件が課されているのか、そこを教えてください。 また、資本金であったり、上場企業であるなどという、要するにきちんとガバナンスがしっかりしている会社などという条件があったりするのですか。
住宅課長	当然考えてはいます。会社の安定性ということも、非常に大事な部分ではありますので、そういったことについても入れていきたいと考えています。
委員	例えば杉並区の地場の不動産業者などは、なかなか入り込む余地はない、そんなイメージなのですか。
住宅課長	その辺りはまだ完全に考えはまとまってはいませんが、もちろん杉並区の事業者を優先するという考え方も、考慮の中に入れて研究をしていきたいと思っています。
委員	これからということですね。分かりました。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	諮問第 38 号の感染症関係なのですが、この御説明内容を見ると、これまでの感染症サーベイランスに、新型コロナで使っていた HER-SYS のような形のものを取り込むということなのかなというふうに認識したのですが、もしそうだとすれば HER-SYS では、既にこの健康情報のやり取りはしているということでもいいのですか。許可を得て、しているという

	理解でよろしいですね。
保健予防課長	おっしゃるとおり、新型コロナウイルスのHER-SYSの仕組みでは、健康情報をスマートフォンで御本人が入力しているという形になっています。今回のものは、新型コロナウイルス以外の感染症ということで、新型コロナのような仕組みを作る、そのようなイメージです。
会長	ほかに御質問はありますか。私のほうから諮問第40号・第41号に関してですが、実施予定日が明日になっているのですが、何か事情があったのでしょうか。
住宅課長	まず諮問第40号についてですが、昨年度から、こちらのモデル事業については非常に進め方の難しい部分が、率直に言ってありました。今年度に入りましても、そういったことは続けて、実際の業務の委託内容であるなど、そういったことを論議してきたところです。実際に情報のやり取りをするのは9月に入ってからです。
会長	一応、念のためなのですが、先ほどモデル事業は1社ということだったのですが、この1社の選定は終わっているが、まだ発注はしていないという理解でいいのでしょうか。それとも発注はもう済まされているのでしょうか。
住宅課長	協定は結ばせていただいたところです。
会長	いわゆる契約に関することに関しては、その協定の中で例えば安全セキュリティの対策など含めて、その部分はその協定の中に入っていないということなののでしょうか。
住宅課長	協定の中に入っています。
会長	それはもう済ませているということですか。
住宅課長	はい。
会長	なるほど。それから、もう1点の質問ですが、外部委託記録票に氏名、住所、電話番号とありますが、これは誰の氏名になるのでしょうか。
住宅課長	相談者御本人の氏名、住所、電話番号です。
会長	相談した方ということですね。分かりました。では、ほかに質問がなければ、御意見を伺いたいと思います。御意見がある方はいらっしゃいますか。
委員	2点、お伺いしますが、この空き家の規定と言いますか、どのような規定を考えていらっしゃるのか。要するに半年や1年など期間があると思いますが、その辺についてお伺いしたいのと、それからもう1点、杉並区内にこの空き家の相談ということがあるのか分かりませんが、今現在で何軒ぐらいあるのでしょうか。その2点をお伺いします。
住宅課長	空き屋の概念そのものは、国の考え方によりますと、おおむね1年、居住の実態がないということではありますが、ただ、それに縛られずに、今後、空き家になる可能性がある場合も当然想定はされますので、それは相談される方の御意向によって相談は受け付けさせていただく考えではあり



	<p>ます。</p> <p>今のところ、空き家の軒数について、杉並区の空き家の実態調査については、平成 25 年度に 1 度行っていきまして、その後 30 年度に実施しています。来年度も実施する予定ですが、30 年度の段階ですと、いわゆる一軒家、若しくは集合住宅で全部、誰も住んでいない、こういった考え方の下に 748 軒という状況です。</p>
会長	<p>では、御意見があれば伺いたいと思います。御意見はありますか。御質問、御意見がなければ報告第 6 号は了承、諮問第 38 号から諮問第 41 号は決定とします。</p>
諮問第 42 号	
会長	<p>次に諮問第 42 号、予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検についてです。諮問第 42 号については、専門性を有するため特定個人情報保護評価書について、区民意見の聴取を行った後、当審議会の学識経験者で構成する部会において第三者点検を行い、その内容を 12 月の審議会にて部会からの報告を受け、答申することとします。また部会長については水町委員にお願いすることとし、部会の運営については部会長に一任したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。</p>
(異議なし)	
会長	<p>ありがとうございます。事務局から補足することはありますか。</p>
情報管理課長	<p>事務局から補足させていただきます。こちらの特定個人情報保護評価書の案に対する区民意見聴取の期間は、9 月 1 日木曜日から 10 月 1 日土曜日までとなっています。予防接種に関する事務の評価再実施の理由ですが、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に当たり、ワクチン接種記録システムの利用及び新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付において、新たな特定個人情報の取扱いが生じたことに伴いまして、評価書の記載内容を一部修正するために実施するものです。事務局からは以上です。</p>
会長	<p>では事務局は部会長と調整して、部会を開催してください。よろしくお願ひします。</p> <p>次に報告第 7 号から報告第 10 号について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>報告第 7 号</p> <p>報告第 8 号</p> <p>報告第 9 号</p> <p>報告第 10 号</p>	
情報管理課長	<p>(報告第 7 号と報告第 8 号について説明する。)</p>
情報システム担当課長	<p>(報告第 9 号について説明する。)</p>
情報管理課長	<p>(報告第 10 号について説明する。)</p>
会長	<p>ただいまの説明について、御質問はありますか。</p>
委員	<p>情報公開の処理の内容とか、処理状況についてお尋ねします。何は公開</p>

	<p>して何は非公開にするかという根拠は、基本的に条例があるわけなのですけれども、少し方針が変わってくるようです。具体的に言うと、このリストを見ると、区長の予定表というのが毎日のように入っていて、一部公開だったり、不存在ということですよ。今年の7月11日から新しい区長に代わり、特にその区長は隠し事のない透明な区政を実現しますというのが、大きなキャッチフレーズでした。先ほど所管に聞いたところ、区長の予定表は、これからは情報公開請求などしなくても公開するようになる、つまり情報提供をするように、今検討を進めているところですよということだったのです。</p> <p>別に前の区長が隠し事ばかりしていたとも思わないのですよ。公開請求の宛先が区長にはなっているけれども、このようなことの1つ1つを区長、これはいかがでしょうかなどと、いちいち聞いているのではないと思うのです。だから、公開すべきものは公開するという方針に、なぜなっていないのかというのが、漠としたものですが、かなり大きな問題だと思うのです。これだけ区長の予定表があるし。実は、ほかにもあったりするのですが、どうなのでしょう。お答えいただける範囲でお願いします。</p>
情報管理課長	<p>区長の予定表ですけれども、この間、このリストを見ていただいてお分かりになるとおり、定期的に請求がありました。その予定表の中でも、もちろん個人情報等が含まれているものがありますので、そういったものは条例等と照らして、やはり非公開にすべきところは非公開とします。</p> <p>一方、7月から区長も代わられましたけれども、条例に基づいて適切に判断していくというところは、変わりがないものと考えております。ただ、「情報公開日本一」とか、もちろん個人情報保護も関連する事項なので、そこはもちろん我々としても条例に照らしつつも、開けられるべきところは積極的に開けていくということになろうかと考えております。</p>
委員	<p>あと、もう1つです。公開請求をしてもなかなか出てこない、随分延ばされるということがあります。審査請求をしてもなかなか審理手続が進まないということが随分問題になっていて、議会からも大分追及されていきました。その辺はどうなのですか。頑張っておりますという話だったのですが、だんだん進むのかどうか、様子をお伺いしたいです。</p>
情報管理課長	<p>正に今御指摘いただいたとおり、審査請求については、一時期、処理がなかなか遅々として進まない期間がありました。現時点において、そういったものはなるべくというか、早く解消していくというところで、実際に請求者とコンタクトを取っておりますし、審査請求の手続も進めております。ですから今後は、余り長い期間、請求者をお待たせするようなことがないように我々も取り組んでおりますし、そのようにしていく所存です。</p>
委員	<p>これで終わりにしますけれども、今、ある人が杉並区に情報公開請求をしたと。新しい区長の名前で公開しますという決定が出た、若しくは出る前だったのかな。けれども、そのときに関連する情報を持っている人が、それを公開されては困ると言って、執行停止を求めたということをちらっ</p>

	と聞いたのです。そのようなことができるのだと、私も寡聞にして不勉強で、知らなくてびっくりしたのです。つまり、公開するとかしないというのは誰が決めるのですかという冒頭の私の話で、基本として条例はあるけれども、やはり判断が揺れたりするところがあるのだなということを今回知りました。その答えを、今ここで私が欲しいと思っているわけではないのですが、なるべく公開し、透明性のある区政がいいに決まっているのだから、そこは頑張ってもらいたいということです。すみません。頑張ってくださいかという質問をして終わります。
情報管理課長	自己情報開示請求も同様ですがけれども、情報公開請求については、正に日本一の情報公開を目指して、積極的に速やかに取り組んでいくように、我々も実施していきたいと思っております。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	報告第9号です。私も不勉強でよく分からないのですが、バッチ処理についてお聞きしたいです。昔のシステムだったらオープンリールか何かで、1日に1回バッチをかけるということをするのでしょうかけれども、今はどのようにやっているのですか。やはりテープでやっているのですか。それとも何か別の媒体を使ってやっているのですか。それは一体どこでやっているのですか。その大本のデータはいつ誰がどのように作って、それを管理しているのでしょうか。
情報システム担当課長	冒頭のほうが少し聞こえなかったのです。データの何でしょうか。もう一度申し訳ございません。
委員	バッチ処理のところですか。昔の古いシステムだったらオープンリールなどで、要するにテープでバッチをかけるということ、1日に1回夜中にやっていたのでしょうかけれども、今時のバッチはどういう媒体を使って、いつどのようにするのか、バッチをかけるためのデータはどうやって作っているのか、それはどこで実施しているのかということをお教えください。
情報システム担当課長	以前、ホストコンピュータで住民情報系システムを運用していたときには、おっしゃるとおりオープンリールと言われる磁気テープやカセットテープなどにデータを蓄積して処理を行っておりました。現在の住民情報系システムは、クラウドのサーバによるオープン系システムで運用しており、ハードディスク等においてデータの運営を行っております。 バッチ処理は、蓄積されているデータを用いて大量に処理を行っていく方法のことで、ホストコンピュータであってもオープン系システムであっても、その処理の方法に変わりはありません。
委員	大体分かりました。そうすると、ハードディスクを使ってやっているということと、それが1日に1回かどうかは分かりませんが、そのときにまとめてやるので、それまでは反映されていないということですね。
情報システム担当課長	バッチ処理とは別に、オンライン処理という方法もございまして、入力

	してすぐにデータが更新される方法となります。オンラインで処理をしなければならぬ業務についてはオンラインで対応しております。即時対応が必要な業務はオンラインで、大量な処理を一括で行う業務はバッチ処理というように使い分けております。
委員	大体理解しました。データ自体はオンラインでやっていることが多くて、バッチはどちらかと言うと出力系で使っているという感じでいいでしょうか。
情報システム担当課長	オンラインとバッチはそれぞれ利点がありますので、それぞれ使い分けてやっているとお認識しております。
委員	今の委員の質問の続きになるのですが、オンラインの稼働時間と言っているのは、オンラインのシステムの中でバッチが回っている時間ではなくて、ここで取っている時間は、オンライン側のシステムにアクセスがかかっている総時間数という考え方で合っていますか。
情報システム担当課長	これは区役所が開いている時間帯となります。また、オンライン処理しているときにバッチ処理も行うこともございます。
委員	そういう意味で言うと、オンライン稼働時間というのは、オンライン側のシステムの活用状況の指標などではなくて、開庁日×開庁時間の数字がこの2,286時間なので、経年で見ても余り変化しない数字という理解で合っていますか。
情報システム担当課長	委員のおっしゃるとおりです。障害などが発生して停止等があれば、ちょっと変わってくるといったものです。
委員	分かりました。記載の内容が理解できたので、質問としては以上ですが、恐らくオンプレのシステムのバッチ処理のようなものは、これからだんだん減って行って、バッチも走らずに、クラウド側で電算処理していくような取組が進められているところだと思うのです。もし、その経過を見ていくということに、この報告の意義があるのであれば、今の定義の稼働時間数というより、システムの総利用時間数だったり、何か狙いに合った記載、狙いに合った内容の情報を書きいただければと思っています。というのも、今おっしゃった定義の時間で言うと、システムダウンなどがあると多少は出てくるでしょうけれども、それでも暦によっての開庁日などの影響に吸収されてしまうということであると、ある種、これを報告していただく意味も限定的になってしまうのではないかと、これもあります。これは意図にもよると思うのですが、今後、どういう内容でお示しいただくかということも、改めて御検討いただければということをお伝えしたいと思います。
情報システム担当課長	委員が御指摘の点もあるかと思えます。おっしゃるとおり、確かに何もないならば、オンライン時間などは変わらないというところはあります。バッチのほうも今後、大きな処理が増えなければ、そういったところもあるかなというように思っております。全体的な部分については、今の御意見

	を踏まえて研究していきたいと思っております。
会長	ほかに御質問はありますか。では、私のほうから。今まで報告されても、確かに時間の数字は余り気にしたことがなかったのです。御報告いただいているのは、時間が変わると費用が変わるものなのですか。それともシステムを所有しているから、費用は変わらないものなののでしょうか。
情報システム担当課長	基本的に変わらないところです。ただ、これから大幅に変わってしまうと、例えばシステムの構成を変えなくてはいけないとか、データ量が増えてしまったといったところで、若干金額が変わってくるというところはあるかと思えます。基本的にここから大きなぶれがない限り、現状の費用でやっていくというイメージで考えております。
会長	質問は料金が時間に。例えば今後クラウドにした場合、AWSなどはCPNの使用時間がチャージされるわけですね。だから、現状はそういうものなのかという意味で言うと、今は特に費用には関係しないのですよねという確認です。
情報システム担当課長	今のお話のとおり、特段変わりはなく、費用に影響はございません。
会長	先ほどの委員のものは意見として入れるとして、ほかに追加の御意見はありますか。では、御質問や御意見がなければ、報告第7号から報告第10号は了承といたします。 それでは、ただいま御審議いただいた諮問事項について、ここで答申をしていきたいと思えます。これから事務局が答申案文をお配りしますので、内容の御確認をお願いします。なお、オンラインにより参加される委員の皆様は、画面から御確認ください。
(答申案文配布)	
会長	この内容でよろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	では、答申文をデジタル戦略担当部長にお渡しします。
(答申文受領)	
会長	本日の議題は以上となります。続いて令和4年度第1回審議会で諮問を受けた諮問第31号、令和3年個人情報保護法改正に伴う杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方について、部会の現在の検討状況の経過報告を受けたいと思えます。それでは部会長である委員より、経過報告をお願いします。
部会長	御承知のとおり、従来は各地方自治体が個別の条例で個人情報の保護を図っていたのですが、来年の4月からは個人情報保護法一本で、各地方自治体の個人情報も保護するという方向になりました。ただ、この法律においても幾つかの事項については、それぞれの地方公共団体、区等で格別の定めをしてもいいという事項があります。それについて、この審議会でどうするかという諮問を受けているのですが、かなり専門性が高いというか、細かい話になるので部会を設けさせていただいて、今議論をしているとこ

	<p>ろです。</p> <p>具体的には、個人情報保護に対する区としての基本理念をどう設けるか、個人情報の開示請求が個人からあったときの手数料、あるいは請求があったときから開示するまでの請求期間、審理期間をどうするか、それから匿名加工情報とあって、区にはいろいろな個人情報が集積されますので、それらについて個人の名前が特定できないようにした情報を、特定の業者が利用できるようにするのかしないのか、するときには手数料を取るのか取らないのか、要配慮個人情報というのは、基本的に法律で定めがあるのですけれども、杉並区特有の特に配慮しなければいけない個人情報があるのかないのか、今日やった諮問事項というのは法律のほうで、もう審議会で個別に諮問しては駄目という法律になっており、それを前提に今後の審議会をどういうようにしていくのかについて議論をしているところです。</p> <p>7月4日に第1回の部会を開催し、その後、7月29日と開催しました。各部会とも2時間以上議論をして、かなり突っ込んだ議論をしているつもりです。次回は9月5日、区役所7階の第7会議室で開催し、積み残した課題、すなわち区の基本理念とか不開示情報の範囲をどうするか、この審議会の在り方をどうするかについて、継続して審議をする予定であります。なお、委員の皆様には先日、傍聴の御案内をお送りしておりますので、傍聴を御希望される方は、9月1日までに事務局まで御連絡いただければと思います。部会における審議結果については、次回、第3回のこの審議会でご報告させていただきたいと思っております。また、これまでの部会の資料については、区のホームページでも御覧いただくことができ、部会の会議録についても確定次第、ホームページに掲載する予定ですので、御興味のある方は御覧いただければと思います。</p>
会長	ただいまの報告について御意見、御質問はありますか。
委員	まず会長、今日は詳細な質問や意見は避けたほうがよいということでしょうか。それとも簡単なものであれば構わないのかどうか。まだ3回目が残っておりますし、もしかしたら4回目もあるのかもしれないということですが、どうでしょうか。
会長	趣旨としては、報告に対する御質問や御意見です。ただ、委員は傍聴もしていただいていますので、気になることがあれば、時間が許せば触れていただいても構わないかと思います。
委員	2回とも傍聴しましたが、私の感想としては、職員が考えているイメージと部会の先生方がおっしゃっていることと、やはり大分隔たりがあると思っております。個別には言いませんけれども、一番気になったのは、条文を部会の先生方で検討するのではなく、それは事務局が用意しますという話だったのです。今回の部会の皆さんは、本当に専門家です。委員は正にマイナンバー法というか、個人情報などに関して大変な専門家です。しかも、いろいろな所の審議会の情報なども得ているわけです。そういう方を差し置いて、杉並区が条文を作りますよと言われるのは、私は見

	<p>ていて区民としてもどんなものかと思ったのです。</p> <p>条文は早めに案として出して、検討していただくべきではないでしょうか。やはりそのところで差が出てくるのではないのでしょうか。それこそ名前も決めていませんけれども、施行条例にするかどうかも含めて、もっと踏み込んだ論議ができるような体制に是非進めていってもらいたいという楽しみを持って、部会を傍聴しております。3回目も大変楽しみにしておりますので、そこを御考慮いただければと思っております。</p>
部会長	<p>諮問いただいている事項が、個別の条文案を作るということではなくて、先ほど申し上げた各項目について大まかに、我々審議会の意見を申し上げるという場面なのです。特にこういう議会で条例を決定する場面ではないので、個別具体的な条文案までは求められないかと思っております。</p> <p>ただ、先ほど申し上げた区の理念などは、最初はバーっと出てきたのですけれども、これは条文案のようなものを落とし込んでくれないと、こちらでも判断できないということがあって、そういうものについては条文案を出していただいて、部会で議論をさせていただいております。ですから今後、もし、これを条文案として見なければ議論できないという話があれば、それはまた求めたいと思っておりますが、あくまでも諮問されているのが、こういった項目についてはどのような意見ですかということなのです。諮問に答えるのが部会の仕事ですから、必要な範囲で後ほどということに対応したいと思っております。</p>
委員	<p>確かに立法機関と言いますか、条例を決めるのは議会ですが、現実問題として、もう議案として提出された後に、非常に短い時間の中で条例の案文まで踏み込んで審議をし、それを修正するといったことは、この杉並区議会においてないのではないのでしょうか。私は20年近く関わっていますが、せいぜい附帯決議が付いたぐらいです。そういった意味で、議員の皆さんにも頑張ってもらわないといけない。それは他力本願にはなりませんけれども、部会の先生方に頑張りたいと思っております。今話を聞いても、やはりそう思います。</p> <p>それから諮問されておられませんのでという話でした。それは誠に現実ですが、そうであるならば、今度私が執行部に対して言いたいのは、なぜ踏み込んだ諮問をしないのかということです。つまり、条文は私たちにお任せくださいというようにリードできるのであればいいですよ。しかしどうですか。部会の審議を見ていると、なかなかそうではないと、私はここで厳しく指摘をしたいと思っております。自分たちで条文を作るとか、若しくはどこかの雛形条例は持ってこないということは、ほかの機会のときに私に対してきちんと答弁したのですから、自分たちで条文を作るのであればそれをお示しして、御意見を聞かないと、出来上がったときに随分違うなど。これじゃあ、個人情報の保護にはなっていないじゃないですか、丸投げじゃないですかと言われたら困りますよ。</p> <p>それこそ先ほどの話ではないけれども、2回目の部会の後に区長が代わ</p>

	<p>ったわけですから、そして「情報公開日本一」と言っているわけですから。情報公開と個人情報保護はイコールではないけれども、密接不離ですよ。これはペアですよ。だから、もうちょっと踏み込んでやっていただかないと、困った条例とまでは言いませんが、恥ずかしい条例とまでも言いませんが、杉並らしさが、杉並のプライドが表現されるようにするためには、もう一步踏み込んでいただけませんか。意見までにしておきます。</p>
会長	<p>ちなみに、部会の議事録の口述筆記のものについて、修正があれば訂正してくださいということで回覧されたと思うのです。あれで大幅な修正依頼を出した委員はいましたか。</p>
情報管理課長	<p>特に大きな修正というのはありませんでした。</p>
会長	<p>先ほど部会長からも御紹介がありましたけれども、この部会に関しては通常のこちらの審議会の議事録とは違って、記名式の議事録にしました。口述筆記ですね。ですから議論の内容を箇条書きにするのではなく、録音した内容を一言一句テープ起こししたものが、名前付きで全部書いてありますので、是非一度御一読いただいて、次回、第3回審議会の報告の内容を聞いていただけるといいかなと思います。お忙しいとは思いますが、区のホームページのほうに議事録が公開されましたら、1回そちらのほうで内容を御確認いただければと思います。</p> <p>それでは引き続き部会を開催して、第3回審議会にて審議内容の報告を行ってください。最後に、事務局から何かありますか。</p>
情報管理課長	<p>令和4年度第1回の会議録は、後ほど事務局からお配りしますので、お受け取りいただければと思います。オンライン参加の方におかれましては後日、事務局から送付させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次回の審議会は、令和4年11月1日の火曜日の午後2時からで、終了時間は案件数にもよりますが、午後5時を想定しております。場所は中棟5階第3・4委員会室の予定です。どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。</p>
会長	<p>それでは、以上で令和4年度第2回杉並区情報公開個人情報保護審議会を終了いたします。本日は御協力いただき、ありがとうございました。</p>